

瀬戸市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び瀬戸市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月20日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第25号

瀬戸市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び瀬戸市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

(瀬戸市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正)

第1条 瀬戸市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例（平成6年瀬戸市条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(公費の支払)</p> <p>第4条 市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条第1号に定める契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p>	<p>(公費の支払)</p> <p>第4条 市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条第1号に定める契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p>

<p>(1) <省略></p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が自動車の借入れ契約である場合 当該自動車（同一の日において自動車の借入れ契約により 2 台以上の自動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか 1 台の自動車に限る。）のそれについて、自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が <u>1万6, 100円</u> を超える場合には、<u>1万6, 100円</u>）の合計金額</p> <p>イ 当該契約が自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該自動車に供給した燃料の代金（当該自動車（これに代わり使用される他の自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7, 700円</u>）に当該候補者につき法第 86 条の 4 第 1 項、第 2 項、第 5 項、第 6 項又は第 8 項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）</p> <p>ウ <省略></p>	<p>(1) <省略></p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が自動車の借入れ契約である場合 当該自動車（同一の日において自動車の借入れ契約により 2 台以上の自動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか 1 台の自動車に限る。）のそれについて、自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が <u>1万5, 800円</u> を超える場合には、<u>1万5, 800円</u>）の合計金額</p> <p>イ 当該契約が自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該自動車に供給した燃料の代金（当該自動車（これに代わり使用される他の自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7, 560円</u>）に当該候補者につき法第 86 条の 4 第 1 項、第 2 項、第 5 項、第 6 項又は第 8 項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）</p> <p>ウ <省略></p>
<p>2 <省略></p> <p>第 5 条 市は、候補者（第 3 条の届出をした者に限る。）が同条第 2 号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの 1 枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>541円31銭</u> に当該選挙におけるポス</p>	<p>2 <省略></p> <p>第 5 条 市は、候補者（第 3 条の届出をした者に限る。）が同条第 2 号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの 1 枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>525円6銭</u> に当該選挙におけるポス</p>

スター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。

ター掲示場の数を乗じて得た金額に31万500円を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。

（瀬戸市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部改正）

第2条 瀬戸市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例（平成19年瀬戸市条例第1号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(公費の支払)</p> <p>第4条 市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条に定める契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>7円73銭</u>を超える場合は、<u>7円73銭</u>）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、</p>	<p>(公費の支払)</p> <p>第4条 市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条に定める契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>7円51銭</u>を超える場合は、<u>7円51銭</u>）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、</p>

当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。) を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。

当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。) を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の瀬戸市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び瀬戸市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。